

# 京都府立大学大学院社会人学生規程

(平成20年京都府立大学規程第54号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学大学院学則(平成20年京都府立大学規則第2号。以下「大学院学則」という。)第19条第2項及び第36条第5項の規定により、大学院社会人学生及び長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会人学生)

第2条 大学院学則第19条第1項に規定する特別選抜制度により入学できる者は、大学院学則第14条又は第15条の規定に該当し、かつ、研究科が別に定める資格を有する者とする。

(入学時期)

第3条 社会人学生の入学の時期は、学年始めとする。

(出願手続)

第4条 社会人学生として本学大学院に入学を志願する者は、あらかじめ指導を受けたい教員の内諾を得た上で、出願しなければならない。

2 入学を志願する者は、次に掲げる書類に所定の入学考査料を添え、学長に願出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 成績証明書

(4) 最終学校卒業証明書

(5) 業務報告書(在職中に行った専攻分野に関する研究、特許、実務経験等に関するものを記載)

(6) その他研究科が定める書類

3 本学に在籍した者に限り、前項第4号の書類を省略することができる。

(入学者選抜方法)

第5条 入学者選抜方法は、研究科会議又は生命環境科学研究科教授会(以下「研究科会議等」という。)で別に定める。

(入学の許可)

第6条 研究科会議等の選考に基づき、教育研究評議会の審議を経て合格と決定された者は、別に定めるところにより入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続をした者に、入学を許可する。

( 学業専念期間 )

第7条 博士前期課程及び博士後期課程を修了するために必要な学業専念期間は、研究科が別に定める。

( 長期履修の期間 )

第8条 大学院学則第36条第3項に定める一定の期間(以下「長期履修期間」という。)は1年を単位とし、博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を限度とする。

( 長期履修の申請資格 )

第9条 大学院学則第36条第3項の規定により長期履修を希望することができる者は、第2条に定める社会人学生で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 企業・団体等に在職し、標準修業年限で課程を修了することが困難な者
- (2) 家事・育児・介護への従事により、標準修業年限で課程を修了することが困難な者
- (3) その他やむを得ない事情により、標準修業年限で課程を修了することが困難な者

( 長期履修の申請 )

第10条 長期履修を希望する者は、長期履修許可願(別記第1号様式)を入学手続きの日までに提出しなければならない。

( 長期履修の許可 )

第11条 研究科長は、前条の規定による長期履修許可願の提出があったときは、研究科会議等の議を経て、長期履修を許可することができる。

( 長期履修期間の短縮 )

第12条 長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)が長期履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮許可願(別記第2号様式)を、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の2月1日から2月末日までの間に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により長期履修期間の短縮を認める場合の期間については、第8条の規定を準用する。
- 3 第1項の長期履修期間の短縮は、大学院学則第36条第1項及び第2項に規定する標準修業年限を下回ることはいできない。

( 長期履修期間の短縮許可 )

第13条 前条の規定による長期履修期間短縮許可願に対する許可は、第11条の規定を準用する。

( 許可の取消 )

第14条 長期履修学生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときそ

の他長期履修を行わせることが適当でない認められるときは、研究科長は、研究科会議等の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(入学考査料、入学料及び授業料)

第15条 入学考査料、入学料及び授業料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程(平成20年京都府公立大学法人規程第24号)の定めるところによる。

(その他)

第16条 大学院学則及びこの規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 文学研究科、福祉社会学研究科、人間環境科学研究科及び農学研究科については、この京都府立大学大学院社会人学生規程の施行の日前に当該研究科に在学する者が在学する限り、京都府公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い廃止された京都府立大学大学院社会人学生規程(平成8年京都府立大学訓令第15号)の規定中、学業専念期間に関する部分は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記

第1号様式

<b>長期履修許可願</b>	
年 月 日	
京都府立大学大学院	研究科長 様
	研究科 専攻
	受験番号
	ふりがな 氏 名 _____ 印
下記のとおり長期履修を、許可くださるようお願いいたします。	
記	
入学年度	年
長期履修期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 年間 )
現住所	〒
勤務先(職種)	( )
勤務先所在地	〒
【長期履修理由】	
【長期履修計画】	

【出願手続時面接教員の所見】	
教員氏名 _____ 印	

第2号様式

<b>長期履修期間短縮許可願</b>	
年 月 日	
京都府立大学大学院	研究科長 様
	研究科 専攻
	学籍番号
	氏名 _____ 印
<p>下記の理由により、長期履修期間を短縮したいので、許可くださるようお願いします。</p> <p>記</p>	
入学年度	年度
許可済の履修期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 年間 )
短縮後の履修期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 年間 )
【履修期間短縮理由】	
【短縮後の履修計画】	

【指導教員の所見】	
	指導教員氏名 _____ 印